五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項」を「同条第十五項」に改め、同項第六号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同項第七号中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改め、同条第五項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第一条の三第一項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同項第三号、第八号及び第十二号並びに同条第二項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める。

第二条第一項中「、第九条の六第四項」を削り、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第四項中「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に、「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改め、同項第一号中「第百六十一条第四号イ」を「第百六十一条第一項第八号イ」に改め、同項第二号中「第百六十一条第四号ロ」を「第百六十一条第一項第八号ロ」に改め、同項第三号中「第百六十一条第四号ハ」を「第百六十一条第一項第八号ニ」に改め、同項第四号中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第一項第九号」に、「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同項第六号中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第一項第九号」に改め、同項第七号中「第百六十一条第十一号」を「第百六十一条第一項第十五号」に改め、同項第八号中「第百六十一条第一号」を「第百六十一条第一項第二号」に改め、同条第五項及び第八項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第十項第一号及び第十七項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第二条の二第一項、第四項及び第七項中「、第九条の六第四項」を削る。

第二条の三第一項中「、第九条の六第四項」を削り、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第四項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第八項第一号及び第十六項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第二条の四第一項中「、第九条の六第四項」を削り、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第四項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第八項第一号及び第十六項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第二条の五第八項中「、第九条の六第四項」を削る。

第三条の二第一項一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第三条の四第一項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第四条第一項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に、「その者が国内に」を「その者が」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第二項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号イ」を「同項第十二号イ」に、「同条第八号イ」を「同項第十二号イ」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同条第三項中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第四項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「同条第八号イ」を「同項第十二号イ」に、「同条第二号」を「同項第六号」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に、「相手国居住者等が国内に」を「相手国居住者等が」に、「その者が」を「その者が国内に」に改め、同条第五項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、「国内に」を削り、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第六項及び第九項中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条第十一項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改める。

第五条第一項中「第百六十一条第一項第十二号ロ」を「第百六十一条第一項第八号ロ」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第六条第一項中「第百六十一条第十号に掲げる」を「第百六十一条第一項第十四号に掲げる」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加え、同項第五号中「第百六十一条第十号に規定する」を「第百六十一条第一項第十四号に規定する」に改める。

第六条の二第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号中「開始した日」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所、個人番号及び国内において役務の提供を開始した日）」を加える。

第九条第一項中「第百六十一条第三号から第七号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号」を「第百六十一条第一項第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号若しくは第十六号」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第九条の二第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に、「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条」を「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の十」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第九条の三第一項中「第百四十二条」を「第百四十二条又は第百四十二条の十」に改める。

第九条の四第一項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の十」に改め、同項第一号中「居所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号）」を加える。

第九条の五から第九条の八までの規定中「、第九条の六第四項」を削る。

第十条第一号中「第九十五条第五項又は第六項」を「第九十五条第十一項又は第十二項」に改め、同条第二号中「第六十九条第十項若しくは第十一項」を「第六十九条第十六項若しくは第十七項」に改め、同条第四号中「第九条の七第二十九項」を「第九条の七第三十項」に、「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第三十一項」に改める。

第十五条第一項第三号中「、第九条の六第四項」を削る。

第十六条の次に次の十三条を加える。

（特定取引を行う者の届出書の提出等）

第十六条の二　法第十条の五第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定取引（法第十条の五第七項第三号に規定する特定取引をいう。以下同じ。）を行う者（特定取引を行う者が特定組合員（同項第六号に規定する特定組合員をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約（同項第七号に規定する組合契約をいう。以下同じ。）によつて成立する組合とする。第四号を除き、以下この項において同じ。）の氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地